

公用車に掲載できない具体的な広告内容の例

要綱第3条の各号	広告内容
(1) 公共性、公益性又は品位を損なうおそれがあるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・過剰な利益追求を内容とするもの ・投機、射幸心を著しくあおる表現のもの ・町が広告主を支持、またはその商品やサービスなどを推奨、あるいは保証しているかのような表現のもの
(2) 法令等に違反し、又は違反するおそれのあるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・個別法により表現内容等に禁止事項があるもの医療法、柔道整復師法、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律 ・不当景品及び不当表示防止法による誇大広告の規制
(3) 公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又は反するおそれのあるもの	<p>「公の秩序」 → 国家・社会の秩序や一般的利益 「善良の風俗」 → 社会の一般的道徳観念・いかがわしい表現や乱暴な文言を用いたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人や他企業等を誹謗中傷するもの ・人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
(4) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に関するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・公職選挙法に抵触するおそれがあるもの ・政党等の講演会等に関するもの ・公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの ・布教、義捐金募集等による宗教活動に類するもの ・個人又は法人等の名刺広告 ・個人、団体等の主義主張に関するもの（意見広告）
(5) 児童及び青少年の健全な育成を害するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・水着姿及び裸体等で広告内容に無関係で必然性のないもの ・暴力又はわいせつ性を連想させるもの
(6) 消費者保護の観点からふさわしくないもの	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者被害の未然予防等の観点から適切でないもの ・消費者金融に係るもの
(7) 風営法第2条に掲げる営業に該当するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・キャバレーその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業。 ・待合、料理店、カフェその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業 ・ナイトクラブその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客を飲食させる営業 ・ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業（正規の資格によりダンスを教授するものを除く。） ・喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食させる営業で、客席における照度を10ルクス以下として営むもの ・喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食させる営業で、他から見通すことが困難であり、かつ、その広さが5㎡以下である客席を設けて営むもの ・まあじゃん屋、ぱちんこ屋その他施設を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊戯をさせる営業 ・スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊戯設備で本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれがある遊戯に用いることができるもの（国家公安委員会規則で定めるものに限る。）を備える店舗その他これに類する区画された施設（旅館業その他の営業の用に供し、又はこれに随伴する施設で政令で定めるものを除く。）において当該遊戯設備により客に遊戯

	をさせる営業
(8) 車両運行の支障になるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・蛍光または発光する素材、反射の著しい材料等を用いるもの ・照明装置、LED、映像装置等を使用するもの
(9) 道路交通上の安全を阻害するおそれのあるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・信号機、道路標識、方向指示器等に色彩、形状が類似し、又はこれらの効用を妨げるなどして、道路交通の安全の確保に支障があるものでないこと。 ・4コマ漫画等ストーリー性のある図柄
(10) 前各号に掲げるもののほか、公用車に掲載する広告として適当でないと町長が認めるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・債権の取立、示談引受けなどをうたったもの ・氏名、写真、商標、著作物等が無断で使用したもの ・ギャンブル（公営競技及び公営くじに係るものを除く。）に係るもの ・たばこに係るもの ・社会問題を起こしている業種や事業者に係るもの ・良好な景観又は風致を害するおそれのあるもの ・公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの ・責任の所在が不明確なもの ・内容が不明確なもの ・虚偽又は誤認されるおそれがあるもの (誤認の例) 1 広報記事と紛らわしい体裁・表現で、広告であることが不明確なもの 2 統計、文献、専門用語などを引用して、実際のものより優位又は有利であるような表現のもの 3 社会的に認められていない許認可、保証、賞又は資格などを引用して権威づけようとするもの 4 取引などに関し、表示すべき事項を明記しないで、実際の条件よりも優位又は有利であるような表現のもの